

## 第9章 許可証の交付又は不許可の通知

(法第12条、第14条、第33条)

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

### 法第12条

1～2 (略)

3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 (略)

(許可証の交付又は不許可の通知) ※宅造区域

**法第14条** 都道府県知事は、第12条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

### 法第30条

1～2 (略)

3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4～5 (略)

(許可証の交付又は不許可の通知) ※特盛区域

**法第33条** 都道府県知事は、第30条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可証の様式) ※宅造区域

**省令第36条** 法第14条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)

の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

- 2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第14条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第7条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第14条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第7条第2項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前2項の規定は、法第16条第3項において準用する法第14条第1項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第2項中「第7条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、前項中「第7条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

(許可証の様式) ※特盛区域

**省令第66条** 法第33条第4項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)

の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第33条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第63条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第33条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第63条第2項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前2項の規定は、法第35条第3項において準用する法第33条第1項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第2項中「第63条第1項」とあるのは「第67条第1項」と、前項中「第63条第2項」とあるのは「第67条第2項」と読み替えるものとする。

## 〈解説〉

### 1 許可・不許可の処分

法の許可対象規模の工事は、許可証が交付されるまで、着手することができません。

許可申請の審査の結果、申請内容が許可基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可の処分は、許可証に法第12条、第30条の規定に基づく工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付して通知します。

また、不許可の処分は、不許可通知書に行政手続法第8条の規定に基づく不許可の理由を明示して通知します。

## 2 許可処分に付する条件の内容

本県では、許可の際、災害を防止するために必要な条件として、一般的に次のような条件を付しています。

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定に基づく着手の届出等の手続きを行うこと。
- ② 工事中における雨水、地表水の排出及び土砂の流出、崖崩れについては、周辺に被害が生じないように措置すること。
- ③ 工事中は、周辺の状況により「危険」、「立入禁止」等の表示をし、必要に応じて夜間照明を行い、事故防止に努めること。
- ④ 宅地造成又は特定盛土等を行う区域周辺の地盤の隆起その他の変動が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ⑤ 工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真で記録し、工事完了検査時に整理し、提出すること。

また、上記の一般的な条件のほか、許可申請の内容により、施工中における災害防止のため、次のような条件を付することがあります。

- 例① 擁壁の設置面において必要地耐力を確認するとともに地耐力が不足する場合は地盤改良等を行うこと。
- 例② 原地盤である田んぼ面の含水率が高い状態で、盛土等の工事の着工は行わないこと。
- 例③ 原地盤の表土が腐植土や軟弱土など盛土施工に適さない場合は、その部分を盛土施工前に排除すること。
- 例④ 太陽光発電事業に関する工事において、工事中の災害を発生しないよう、工作物の設置に先行して、適切に防災施設を設置するなど必要な措置を講ずること。